号

外

令

和

二 年 三 月二十七日

次

教育委員会規則

目

改正する規則 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を 教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則 康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則 岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健

教育委員会教育長訓令田

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正す

岐

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する

(教育総

務 課

六

六

同

教 育総務課)

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会 教育長 安

福

正

寿

の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会

教育委員会規則

同

同 教

職 員

 $\equiv$   $\equiv$ 

\_;

岐阜県教育委員会規則第一号

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協 議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規

則第十五号)の一部を次のように改正する。

改める。 第一条第一項第十五号中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に

(岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正

第二条(岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成三十年岐阜 **県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。** 

第一条中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改める。

第二条中「第四十七条の六第二項第一号」を「第四十七条の五第二項第一号」に改

この規則は、 附 令和二年四月一日から施行する。

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正

寿

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 岐阜県教育委員会事務局組織規則 (昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号) の一

に改める。 第二条の表教育総務課の項中「教育企画係」を「教育企画第一係、 教育企画第二係」

則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

めに講ずる措置に関する規則をここに公布する。 岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るた

令和二年三月二十七日

岐

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正

寿

るために講ずる措置に関する規則 岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図 岐阜県教育委員会規則第三号

第一条この規則は、 和四十六年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。) 第七条の規定に基づき、 のに限る。 教育職員 (条例第二条に規定する教育職員であって、県が設置する学校に勤務するも 以下同じ。) の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例 (昭

を図るために講ずる措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外在校等時間の上限方針

以下同じ。) を除いた時間 (以下「時間外在校等時間」という。) が次に掲げる時間の 以外の日における正規の勤務時間(同項に規定する正規の勤務時間をいう。)をいう。 図るために講ずべき措置に関する指針 (令和二年文部科学省告示第一号) 第3⑴に規 範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 定する在校等時間をいう。) から所定の勤務時間 (条例第六条第一項各号に掲げる日 管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 教育委員会は、教育職員の在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な

- 一箇月について四十五時間
- 一年について三百六十時間

2

- うものとする。 外に業務を行わざるを得ない場合は、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該 ることのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間 各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見す
- 時間外在校等時間 次に掲げる時間
- 一箇月について百時間未満
- 一年について七百二十時間
- 一年のうち一箇月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数
- **箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一箇月** 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四

当たりの平均時間 八十時間

3 る月数若しくは時間が前二項に規定する時間又は月数を超えた場合には、当該教育職 員が勤務する学校における業務、環境整備等の状況について、検証を行うものとする。 教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間又は前項第二号若しくは第三号に掲げ

第三条(この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員 の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が定める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

44	籍地 (都道府県	名)											
住	臣 彦	ŕ											
	(ふりがな)												
	E 名	i						生年	月日		年	月	日
			(旧氏名				)				1:		
	授与年	月日	種类	頁	教科又は 特別支援 教育領域	番	号	授	与 条	件	授	与 権	者
免						7							
光許						31-							
状			3										
tan.					9			3					
				s									
*	有効期間	目の温	描了の F	1									
	修了								年		月	日	
	年 月	日	学	校	名	部科		入学、 <sup>2</sup> 中退、6			備	i	与
					24			1 121	1.1.4	21 1 7/4			
24							2.0						
学													
						4							
						V.					8		
業							*				0		
											6		
						8	+				6		
			1										

	年	月	日	勤	務	内	容	備	考
業	2								
	20								
	<u> </u>								0
				1					
	*						9		Y
									9
	-			-					
務									
	7								8
	To 1000 10	500	Muhaman				e mee		115271
	年	月	日	内			容	備	考
賞							2		
罰									

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

- (注) 1 「免許状」欄は、所有する教員の免許状、看護師の免許、保健師の免許及びその他教員としての基礎 資格に関係のある免許について全部記入すること。
  - 2 ※印欄は、不要なものを抹消し、有効期限の満了の日については、法第9条第1項、第2項若しくは第 4項又は第9条の2第4項若しくは第5項に規定する有効期間の満了の日のうち最も遅い日を記入す ること。
  - 3 「学業」欄は、小学校入学から最終学歴の卒業まで記入し、「備考」欄には、何年制、何年在学と明記 すること。
  - 4 「業務」欄は、就職、転任、兼務、常勤、非常勤、休職、退職(休職、退職には、その理由)等を記入 し、実務経験等により申請する者は、営業、従業、転廃業、業務内容等を明確に記入すること。
  - 5 「賞罰」欄は、その理由、官公庁等を記入すること。

正

寿

令和二年三月二十七日発行

発 発 行 行

所 者

岐 岐

庁

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸

社

岐阜市薮田南二丁目一番一号